

公示

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、一般社団法人佐賀県計量協会が市長の指定する検査場所で、次の1のとおり実施する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器に係る定期検査（所在場所検査）については、一般社団法人佐賀県計量協会がそれぞれの特定計量器の所在の場所で、次の2のとおり実施する。

令和8年3月25日

佐賀市長 坂井 英隆

1 日程及び検査場所

検査年月日	検査時間	検査場所
6月4日（木）	10：00～15：00	高木瀬公民館
6月5日（金）	10：00～15：00	巨勢公民館
6月8日（月）	10：00～15：00	JAさが 中部地区北部営農センター
6月9日（火）	10：00～15：00	JAさが 佐賀市支部農機センター
6月10日（水）	10：00～15：00	本庄公民館
6月11日（木）	10：00～15：00	勸興公民館
6月12日（金）	9：00～16：00	佐賀県計量検査場

対象となる計量器：非自動はかり・分銅・おもり

2 特定計量器の所在の場所における検査

対象となる計量器	検査期間
非自動はかり、 分銅及びおもり	令和8年6月15日（月）から令和8年8月5日（水）まで（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）

3 検査機関

指定定期検査機関 一般社団法人 佐賀県計量協会